

## 事業譲渡契約書

南郷信用金庫（以下「甲」という）と日南信用金庫（以下「乙」という）は、以下のとおり事業譲渡契約を締結する。

### 第1条（目的）

乙は、本契約書に定める条項に従い、平成13年2月26日（以下「事業譲渡日」という。）をもって、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする。  
ただし、事業譲渡日については、手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のうえ変更することができる。

### 第2条（譲渡財産）

- 1 前条により乙が甲に譲渡すべき事業の範囲は、事業譲渡日現在における乙の事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務等（以下「譲渡財産」という。）によよぶものとする。  
なお、甲が譲り受ける乙の事業については、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。
- 2 前項の譲渡財産には、次の資産及び負債並びにこれらに付隨する一切の権利義務等を含まない。
  - (1) 別紙記載の店舗の不動産等。
  - (2) (1)を除く株式会社整理回収機構と乙との契約に基づき、乙から株式会社整理回収機構に譲渡されるもの。
- 3 譲渡財産の細目については、本契約締結後、甲、乙協議の上確定する。
- 4 訴訟案件の引継ぎについては、本契約締結後、甲、乙協議の上確定する。

### 第3条（譲渡対価）

乙が甲に譲渡する営業権の対価は無償とする。

### 第4条（後発事象等の調整）

- 1 評価基準日（乙の資産の買取基準日である平成12年6月末日をいう）の翌日から譲渡基準日（甲が承継する個別資産を最終的に確定する日をいう）までの期間内に、事業譲渡の対象である与信資産につき以下の事情が生じた場合、甲、乙協議のうえ、当該与信資産に対する引当金額を事業譲渡日において調整もしくは当該与信資産を事業譲渡の対象である与信資産から除外することができる。  
また、譲渡基準日の翌日から事業譲渡日までの期間内に、事業譲渡の対象である与

信資産につき以下の事情が生じた場合には、甲、乙協議のうえ、別途定める精算日において当該与信資産に対する引当金額の調整を行うことができる。

なお、甲から乙に対する調整もしくは除外の申出については、事業譲渡日までに文書をもって行う。

- ① 乙が行なった事業譲渡の対象である与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・手形貸付契約・債務保証契約・保証契約・担保権設定契約）の不備及びその他担保評価に重大な影響を与える権利関係の事実が判明する等、当該契約に基づく与信資産の評価額に重大な影響を与える事実が判明した場合。
  - ② 事業譲渡の対象である与信資産の債務者または保証人から、債務（または保証債務）不存在確認訴訟など当該与信資産の評価額に影響を与える裁判上（民事調停を含む）の申立がなされた場合。
  - ③ 事業譲渡の対象である与信資産の債務者が、調整期間中に、破産・特別清算・和議・民事再生手続・会社整理・特定調停もしくは会社更生手続の申立を受け又は自ら申し立てた場合、解散した場合、もしくは手形交換所により取引停止処分を受けた場合。
- 2 事業譲渡の対象である与信資産に関連して新たに乙の現、旧役職員又は第三者に対する損害賠償請求、もしくは刑事告訴が可能と考えられる場合には、甲、乙協議のうえ、事業譲渡日まで当該与信資産および損害賠償請求権等を事業譲渡の対象から除外することができる。
- 3 調整期間中、弁済等により当該与信資産の金額が変更された場合、その変更を考慮した引当金額の調整については、別途甲、乙協議する。

#### 第5条（引継・移転手続）

- 1 乙は、譲渡財産の細目を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係証憑、帳簿類を甲に引渡すものとする。
- 2 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件としての登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲、乙協力して可及的速やかにこれを行うものとする。

#### 第6条（資金援助）

甲は、乙の事業を譲り受ける前提として、本契約及び預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲、乙協力して行うこととする。

## 第7条（調査）

- 1 乙は、甲または甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲、乙協議の上決定する。
- 3 乙は、前二項に基づく調査につき乙が可能と認める範囲で協力する。

## 第8条（従業員の扱い）

- 1 甲は、乙の従業員との雇用関係を承継しない。
- 2 甲は、事業譲渡の前日における乙の従業員の一部を、事業譲渡日をもって新たに雇用するものとする。なお、新たに雇用される乙の従業員の人数については、40人以上とする。
- 3 乙は、乙の全従業員について事業譲渡日までに発生する賃金・退職金債務その他乙との労働契約に基づき若しくはこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、甲は同債務を承継しないものとする。

## 第9条（与信資産の劣化防止に対する協力）

甲及び乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な事業譲渡を進めるため本契約締結後は誠実に協議し、相互に協力する。

## 第10条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

## 第11条（費用負担）

本契約に基づき事業譲渡に関して生ずる費用の負担については、別途甲、乙協議することとする。

但し、第7条に定める費用はすべて甲の負担とする。

## 第12条（守秘義務）

甲は、乙から提供される一切の情報及び本件事業譲渡検討の事実については、平成12年3月31日付守秘義務協定書に基づき対応する。

## 第13条（解除条項）

甲及び乙は次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。

- (1) 本契約に基づく事業譲渡について、預金保険法第61条の適格性の認定を受けられなかったとき
- (2) 甲が第6条に定める資金援助に関する契約を締結できなかったとき
- (3) 事業譲渡日までに、本契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき

#### 第14条（規定外事項の協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項若しくは本契約の解釈に関して疑義が生じた場合については、甲及び乙間で取り交わした本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、円満解決に努める。

本契約書の成立の証として本契約書二通を作成し、甲及び乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成12年10月20日

甲

宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙2536番地口ノ1

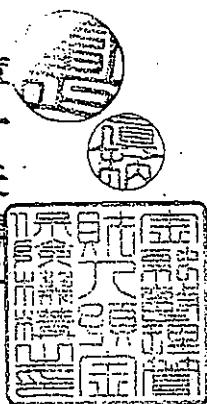
南郷信用金庫  
理事長 石倉栄二



乙

宮崎県日南市大字戸高1456番地壱

日南信用金庫  
金融整理管財人 富永正一  
金融整理管財人 真柄静夫  
金融整理管財人 預金保険機構  
理事長 松田昇



別紙

東郷支店

以上 1 店舗